

## H2 & FC EXPO 「三重県ブース」 装飾業務委託 企画提案コンペ業務仕様書

### **1 目的**

脱炭素エネルギーとして有望な水素関連産業への県内企業の新規参入及び事業拡大を図るため、令和8年3月17日（火）から19日（木）まで東京ビッグサイトにて開催される「SMART ENERGY WEEK 2026」の「H2 & FC EXPO」に三重県ブースを出展します。三重県ブースには県内事業者5社が自社の強みをPRし、販路開拓等を行うことから、来場しやすいレイアウトや装飾を施すことで訴求力や事業効果を高めます。

### **2 業務内容**

H2 & FC EXPO 「三重県ブース」 装飾業務委託

### **3 履行期間**

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

### **4 業務概要**

#### **（1）業務内容**

H2 & FC EXPOにおいて装飾を施した「三重県ブース」の設置及び撤去

##### **ア 対象展示会**

展示会名：H2 & FC EXPO

開催期間：令和8年3月17日（火）～19日（木）

開催場所：東京ビッグサイト（東京都江東区有明3-11-1）

搬入・施工期間：令和8年3月15日（日）～16日（月） 8:00～20:00

※16日（月）13:00以降は車両搬入禁止

搬出・撤去期間：令和8年3月19日（木） 18:00～22:00

##### **イ 「三重県ブース」の設置場所**

設置場所：東京ビッグサイト 西展示棟

ブース番号：W17-78（別添「レイアウト図」参照）

スペース：6m×5.4m（3面開放）

##### **ウ 設置内容**

下記内容を含んだうえ、来場しやすいレイアウトや各展示の魅力を引き出すよう工夫をすること

- ・ 主催者が定める規定に従った装飾であること（別添「出展要項」参照）
- ・ 5社分の社名板を設置すること
- ・ 「三重県ブース」内で5社がそれぞれポスターパネル（A1×2枚程度）や展示台（収納機能付き）を用いてPRできるスペースを設けること
- ・ 各社展示スペースにコンセント（100V、2口）を設置すること（PC、モニター等の使用を想定）
- ・ 「三重県ブース」が一目でわかるようサインを設置すること（デザインを含む）
- ・ スポットライト等の必要な照明を設置すること
- ・ 「三重県ブース」内に商談用のテーブル1台及びイス4脚以上を1セット以上設置

すること

- ・ 「三重県ベース」内に梱包資材等の保管用の鍵付控室を設置すること
- ・ 設置にかかるすべての運搬・撤去費用を含むこと
- ・ 電気工事・電気使用料を含むこと
- ・ 開催初日（17日）には来場し現場確認等を行うこと

#### （2）委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、委託業務実績報告書を電子データで履行期限である令和8年3月25日（水）までに提出するものとする。

### **5 監督及び検査**

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

### **6 委託料の支払方法、時期**

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。業務検査完了後の精算払いとする。

### **7 変更に関する協議**

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、三重県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

### **8 その他特記事項**

- （1）受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- （2）契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- （3）個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、三重県個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- （4）業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行

- 使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## **9 連絡先**

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課ものづくり推進班

Tel : 059-224-2749 FAX : 059-224-2078 E-mail : shinsang@pref.mie.lg.jp

担当 : 芦田、源寄